

## 実践女子大学・実践女子大学短期大学部学生支援システム J-T A S 利用規程

(2019年3月20日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、実践女子大学・実践女子大学短期大学部（大学院も含む。以下「本学」という。）における学生支援システム J-T A S（Jissen Total Advanced Support）（以下「本システム」という。）の利用について必要な事項を定める。

(利用目的)

第2条 本システムの利用目的は、本学における教育活動及び学生生活を支援する業務、並びに I R（Institutional Research）に関する業務とする。

(定義)

第3条 この規程において使用する用語の意味を次に定めるとおり定義する。

(1) J-T A Sとは、学生支援システムの総称で、次の機能を有するシステムである。

- ①教務系機能 シラバス検索、履修登録、成績照会等
- ②連絡機能 休講、補講、教室変更、学生呼び出し、お知らせ、緊急配信・安否情報等
- ③その他機能 学生カルテ、コミュニティ、ポートフォリオ、ドキュメント、サマリー、I R 検索等

(2) 取扱責任者 「実践女子学園個人情報の保護に関する規程」に規定する個人情報取扱責任者

(利用資格)

第4条 本システムは、次の各号のいずれかに該当する者が利用することができる。

- (1) 本学に所属する専任教育職員
- (2) 本学及び学園に所属する部署等の専任事務職員
- (3) 本学に在籍する学生
- (4) 本学の卒業生
- (5) 本学が適当と認めた事務職員
- (6) 本学が適当と認めた本学の学生以外の受講生等

(規程の承諾)

第5条 利用者が、本システムを利用する場合は、この規程に掲げる記載内容を全て承諾したものとみなす。この規程を承諾しない場合は、本システムを利用することができない。

(規程の変更)

第6条 この規程は、本学の判断で事前に通知することなく任意に変更することがある。引き続き利用する場合は、変更後の内容を承諾しているものとみなす。変更後の規程を承諾しない場合は、本システムを利用することができない。

(禁止事項)

第7号 利用者は、本システムを利用するにあたり、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 第2条に定める利用目的以外の利用
- (2) ユーザーID 又はパスワードの不正利用、譲渡若しくは貸借
- (3) 個人情報漏えいやプライバシーを侵害する行為

- (4) 守秘義務に違反する行為
- (5) 差別、名誉毀損、侮辱、ハラスメントに該当する行為
- (6) 他人の情報を破壊若しくは盗用する行為
- (7) 著作権等の財産権を侵害する行為
- (8) 営業又は商業を目的とした本システムの利用
- (9) 本学、他の利用者又は第三者に不利益を与える行為
- (10) 他の利用者の個人情報を収集・蓄積する行為
- (11) 本システムに関わる情報について、コピー、複製及びアップロード等により学外に持ち出す行為、若しくは掲示、伝送、配布等をする行為
- (12) 本システムの適切な運用管理を妨げる行為
- (13) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（2000年2月13日施行）に違反する行為又はこれに類する行為
- (14) その他法令に違反する行為
- (15) 上記の行為を助長する行為
- (16) その他本学が不適切と判断する行為

(利用資格の停止等)

第8条 本学は、次の各号のいずれかに該当するとき又は該当するおそれのあるときは、その内容を調査したうえで、本システムの登録・発信情報の変更、削除、利用資格の停止等を行うことができる。

- (1) 前条第1項各号に違反したと判断されるとき
- (2) 取扱責任者からの適正利用のための指導に従わないとき
- (3) 第三者により本システムが不正利用されているとき
- (4) 本法人の他の規定に違反したとき
- (5) その他、本学が必要と認めたとき

2 前項の規定により利用資格の停止等をするときは、本学は、あらかじめ、その理由、利用停止等の期間、利用停止等を解除する条件を当該利用者へ通知し、本規程に違反する行為等を止め、同様の行為を繰り返さないことを要求することや利用者が登録・投稿した情報の自発的削除・訂正を求めることとする。ただし、事由によりやむを得ない場合は、利用者へ事前に通知することなく、利用停止等を行うことができる。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、本システムを利用するにあたり、次の各号の義務を負うものとする。

- (1) ユーザーID及びパスワードの厳格な管理
- (2) ユーザーID及びパスワードの第三者の利用が判明した場合の取扱責任者への連絡
- (3) 自己の登録情報に変更が生じた場合の速やかな変更手続き
- (4) 本システムの利用に支障が生じていると考えるに足る状況に置かれた場合の取扱責任者への通知
- (5) 本システムの利用により、利用者が第三者に加えた行為の賠償

(システムの停止)

第10条 本学が必要と認めた場合には、本システムの利用を停止することができる。

2 前項の規定により本システムの利用を停止するときは、あらかじめその旨を利用者に通知・  
掲示するものとするが、やむを得ない場合には、利用者に事前に通知することなく、システム  
の利用を停止することができる。

(個人情報保護)

第 11 条 本システムの利用における個人情報の取扱いについては、「実践女子学園個人情報の保  
護に関する規程」を遵守するものとする。

(免責事項)

第 12 条 利用者が法令又はこの規程に違反した場合には、本学に対して有する権利、主張、法的  
措置、訴訟、訴訟手続きの全てから本学を免除し、放免するものとする。

2 本システムの利用により、利用者が他の利用者又は第三者に対して損害を与えたとしても、  
本学は一切の責任を負わないものとする。

3 利用者間での紛争については、当事者同士で解決するものとし、本学は一切の責任を負わな  
いものとする。

(損害賠償の請求)

第 13 条 利用者がこの規程に反した行為又は不正若しくは違法に本システムを利用することに  
より、本学に損害を与えた場合、本学は利用者に対して相応の損害賠償の請求（弁護士費用を  
含む）を行う場合がある。

(統計情報の公開)

第 14 条 本システムに関わる統計情報は、本学が必要と判断した場合、これを公開することがで  
きるものとする。

(知的財産)

第 15 条 本システムに関する一切の権利は、本学に帰属する。

(雑則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、運用のために必要な細則を別に定める。

(改廃)

第 17 条 この規程の改廃については、大学協議会及び短期大学部協議会の議を経て、学長が決定  
し、常任理事会に付議する。

附 則

この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。